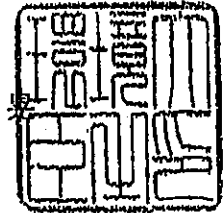


諮問第 359号  
環水大水発第 1308303号  
環水大土発第 1308301号  
平成 25年 8月 30日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
石原伸



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の  
規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、  
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出水の排出、地下浸透水  
の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、貴審議会の意見を  
求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁防止法に基づく排出規制及び地下浸透規制については、順次必要な  
規制項目の追加等の見直しを行ってきており、現在、28項目が有害物質として  
設定されているところである。

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の  
項目であるカドミウムについては、新たな知見を踏まえ、平成23年10月に当  
該項目の基準値の見直しを行ったところである。

本諮問は、このような状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を  
防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の  
規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるもの  
である。

中環審第732号  
平成25年8月30日

中央環境審議会水環境部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の  
規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（付議）

平成25年8月30日付け諮問第359号、環水大水発第1308303号、環水大土発第1308301号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。

## 検討スケジュール（案）

		議題等（案）
H25.8.30	諮問	水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(諮問)
H25.11.11	専門委員会 (第13回)	カドミウムに関する国内の動向について (カドミウムの使用実態、公共用水域等の検出状況、排出実態等) 今後の検討事項について 業界団体ヒアリング(工業分野)
H25.12.24	専門委員会 (第14回)	カドミウムの排水規制の見直しの考え方について (排水基準・地下水浄化基準案、暫定排水基準の必要性)
H26.1.27 (予定)	専門委員会 (第15回)	カドミウムの排水規制の見直しの考え方について 必要に応じて業界団体等ヒアリング
H26.3頃 (予定)	専門委員会 (第16回)	委員会報告(案)について
H26.3～4 (予定)	パブリック コメント	委員会報告(案) について
H26.4～5 (予定)	専門委員会 (第17回)	委員会報告とりまとめ
H26年度 前半(予定)	答申	
H26年度 前半(予定)	告示	

## カドミウムに係る論点整理（案）

## 1 カドミウムの対策の基本的なあり方について

## ○ カドミウムの対策の基本的なあり方について

行政上の政策目標である環境基準（健康項目）が見直されたことを踏まえ、排水規制及び地下浸透規制について見直すべき。

## 2 排水規制について

## (1) 新たな環境基準の達成・維持を図る上で、妥当な排水基準のレベルはどうあるべきか。

これまでの排水基準の設定のあり方と同様、環境基準の 10 倍としたい。

なお、公共用水域での検出状況は、過去 5 年のデータでは、見直し後の環境基準値を 10 地点前後で超過している。

また、カドミウムに適用される排水処理技術は、排水基準が見直された場合にあっても、見直し後の環境基準の達成・維持を図る上で妥当な排水処理が維持されると考えられる。

## (2) 暫定排水基準の設定の検討が必要な業種はあるか。

排水基準については、一律基準で規制することが原則である。

一方、カドミウムは、天然には亜鉛に伴われて産出し、坑廃水や亜鉛地金、小型家電リサイクル原料等に含有するため、工業分野においては、金属鉱業、非鉄金属一次・二次精錬・精製業、溶融亜鉛鍍金業の業界団体から意見陳述希望があり、前回(第 13 回)当専門委員会にて排水基準強化への対応策及び対応期間についてヒアリングを行った。

また、カドミウムは海水から生体内に取り込まれるため、水産食料品製造業については、自治体及び関係省庁を通じて情報収集を行っている。

### 3 地下水にかかる基準について

(1) 地下浸透基準については、現行の 0.001mg/L でよいか。

これまでの浸透基準の設定方法を鑑みると、現行の公定法に含まれる検定方法の中で、最も定量下限の高いものを浸透基準とすることが適当である。したがって、カドミウムの地下浸透基準については、現行の 0.001mg/L のままとしたい。

(2) 浄化基準については、環境基準と同じ値とすることでよいか。

地下水の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が設定されている既存の有害物質に係る浄化基準については、環境基準と同じ値に設定されている。これと同様に、カドミウムに係る浄化基準についても、環境基準と同じ値とすることとしたい。

### 4 その他

○ 地下浸透基準のあり方について

水質汚濁防止法の改正により地下水汚染対策に関する規制の枠組が大きく変化したことも踏まえ、「有害物質が検出されないこと」とされている地下水浸透基準について、今後、その妥当性を検証していくべきではないか。